

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第2条および第12条の2の改正について

国家院（下院）採択 2026年6月23日

連邦院（上院）承認 2026年7月1日

第1条

2009年12月28日付連邦法第381-FZ号「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」（ロシア連邦法令集、2010、No. 1、掲載番号2；2012、No. 53、掲載番号7643；2016、No. 27、掲載番号4206；2018、No. 53、掲載番号8414；2021、No. 27、掲載番号5182；2025、No. 31、掲載番号4705；2026、No. 5、掲載番号386）に以下の変更を加える：

1）第2条第23項に「ロシア連邦の国際条約」という文言のあとに「または本連邦法」という文言を追加する；

2）第12条の2において：

a) 「ロシア連邦の国際条約」という文言のあとに「または本連邦法」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする第1項の1を追加する：

「1の1. 2028年9月1日まで、外国法人、その定款資本金における外国参加持分が20%を超えるロシア法人は、租税公課に関するロシア連邦の法律、関税規制に関するロシア連邦の法律、および（または）租税公課に関するロシア連邦の法律、関税規制に関するロシア連邦の法律にもとづいて発出された法規文書によって彼らの商品市場調査活動結果の適用が定められている場合、商品市場調査活動を行うことができる。」。

第2条

1. 本連邦法はそれが公布された日を以て発効する。

2. 2009年12月28日付連邦法第381-FZ号「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」（本連邦による改訂版）の第2条第23項、第12条の2の第1項および第1項の1の効力は、2026年3月1日以降に発生した権利関係に適用される。

3. 2009年12月28日付連邦法第381-FZ号「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第12条の1の第2～5項、第12条の2の第5～7項は、2028年9月1日まで、同連邦法第12条の2第1項の1に掲げる商品市場調査組織に対しては適用されない。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年7月4日

第233-FZ号